

令和7年関川村議会3月（第3回）定例会議会議録（第3号）

○議事日程

令和7年3月18日（火曜日） 午後3時 開会

- 第 1 委員長報告
- 第 2 議案第16号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第17号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第18号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第20号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 6 議案第21号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 7 議案第22号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 8 議案第23号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 9 議案第24号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第10 議案第25号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第11 議案第26号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第12 議案第27号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第13 議案第33号 令和7年度関川村一般会計予算
- 第14 議案第34号 令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第35号 令和7年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第16 議案第36号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第17 議案第37号 令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第38号 令和7年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第19 議案第39号 令和7年度関川村有温泉特別会計予算
- 第20 議案第40号 令和7年度関川村下水道事業会計予算
- 第21 議案第41号 令和7年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第22 発議案第1号 関川村議会基本条例の制定について
- 第23 発委案第2号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 発委案第3号 関川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第 1 委員長報告
- 第 2 議案第16号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例

- 第 3 議案第 17 号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 18 号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 20 号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 6 議案第 21 号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 7 議案第 22 号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 8 議案第 23 号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 9 議案第 24 号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 10 議案第 25 号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 11 議案第 26 号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 12 議案第 27 号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 13 議案第 33 号 令和 7 年度関川村一般会計予算
- 第 14 議案第 34 号 令和 7 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 15 議案第 35 号 令和 7 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 16 議案第 36 号 令和 7 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 17 議案第 37 号 令和 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 18 議案第 38 号 令和 7 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 19 議案第 39 号 令和 7 年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 20 議案第 40 号 令和 7 年度関川村下水道事業会計予算
- 第 21 議案第 41 号 令和 7 年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第 22 発議案第 1 号 関川村議会基本条例の制定について
- 第 23 発委案第 2 号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 第 24 発委案第 3 号 関川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第 25 議員派遣

○出席議員（10名）

1 番	小 澤	仁 君	2 番	加 藤	つ や 子 君
4 番	近 敬	志 君	6 番	加 藤	和 泰 君
7 番	高 橋	正 之 君	8 番	菅 原	修 君
9 番	平 田	広 君	10 番	鈴 木	紀 夫 君

○欠席議員（1名）

3 番	川 崎	哲 也 君	5 番	近 壽 太 郎 君
-----	-----	-------	-----	-----------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
教 育 長	津 野 庄 一 郎 君
政策監兼総務課長	野 本 誠 君
地域政策課長	米 野 哲 弘 君
脱炭素推進室長	大 島 祐 治 君
住民税務課長	田 村 清 洋 君
健康福祉課長	渡 邊 浩 一 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵 子 君
診療所事務長	須 貝 博 子 君
農 林 課 長	渡 邊 隆 久 君
建 設 課 長	富 樫 吉 栄 君
教 育 課 長	熊 谷 吉 則 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
議会事務局主任	星 拓 也

午後3時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

3番、川崎哲也さん、5番、近 壽太郎さんから欠席の届出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第1、委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第1、委員長報告を行います。

議会改革特別委員長から報告を求めます。議会改革特別委員会副委員長、鈴木紀夫さん。

○議会改革特別副委員長（鈴木紀夫君） 報告申し上げます。

議会改革特別委員会報告書（中間報告）

本委員会に付託されました議件について下記のとおり審議いたしましたので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 調査期間 令和6年4月23日～令和7年2月18日

2 出席者

委員長 近 壽太郎

委 員 鈴木紀夫、平田 広、川崎哲也、近 敬志、

議 長 小澤 仁

事務局 局長、主任

3 付託議件

議会改革に関する調査及び検討

4 審議経過

当村の目指すべき議会を追求した結果、議会基本条例を制定し議会及び議員活動の基本的事項を定めることが村政の発展と村民の福祉向上の最善策との結論に至ったことから「関川村議会基本条例」の策定作業を進めてまいりました。第1章から第6章の15条からなる条例案がこの度完成し、この後の本会議議案に発議案として上程する旨、御報告致します。

以 上

令和7年3月18日

議会改革特別委員会

委員長 近 壽太郎

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶあり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

日程第2、議案第16号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第3、議案第17号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第4、議案第18号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第2、議案第16号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例から日程第4、議案第18号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例まで、以上3件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託されました議件について、下記のとおり審査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 審査月日 3月11日

2 出席者 委員長、委員全員、議会事務局主任

3 説明のため出席を求めた者

政策監兼総務課長、建設課長、建設水道班長、同主任

4 付託議件

議案第16号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第17号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第18号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例

5 審査経過

付託された議件については、理事者に説明を求め質疑及び審査を行いました。審査の概要は、次のとおりです。

水道料金は、平均改定率29.7%引き上げ、水道料金の料金体系は、口径別基本料金及び従

量料金を採用します。水道使用料は、平均改定率13.0%引き上げとします。水道料金・下水道使用料の改定時期は、令和7年10月とします。との説明がありました。

6 審査結果

付託された議件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以 上

令和7年3月18日

関川村議会産業建設常任委員会
委 員 長 高 橋 正 之

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶあり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第16号について討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を許可します。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第20号 過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第5、議案第20号 過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

総務厚生常任委員会審査報告書

本委員会に付託されました議件について、下記のとおり審査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査月日 3月11日

2 出席者 委員長、委員3名、議会事務局長

3 説明のため出席を求めた者

村長、地域政策課長、地域振興班長

4 付託議件

議案第20号 過疎地域持続的発展計画の変更について

5 審査経過

付託された議件については、理事者に説明を求め質疑及び審査を行いました。質疑と説明の概要は、次のとおりです。

議案第20号 議案の新旧対照表は、文言の変更のみとなっており、議場における説明では、理解しづらいとのことで、詳細説明の要求がありました。これに対して「交付金事業で実施する湯沢地区テレビ共同受信施設光化事業、上川口地区消雪パイプ更新事業の補助残及び単独で実施する

松平地区下水道管路施設更新事業、給食処理場備品購入事業の財源を一般の起債よりも交付税参入率が70%と有利な過疎債で賄うため、従来の計画を変更するものです。」との説明がありました。

6 審査結果

付託された議件については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以 上

令和7年3月18日

関川村議会総務厚生常任委員会
委 員 長 加 藤 和 泰

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶあり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第21号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 7、議案第22号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 8、議案第23号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 9、議案第24号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第10、議案第25号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第11、議案第26号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第12、議案第27号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（小澤 仁君） 日程第6、議案第21号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策

定についてから日程第12、議案第27号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
まで、以上7件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託されました議件について、下記のとおり審査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

- 1 審査月日 3月11日
- 2 出席者 委員長、委員全員、議会事務局主任
- 3 説明のため出席を求めた者

政策監兼総務課長、建設課長、建設水道班長、同主任

4 付託議件

議案第21号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第22号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第23号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第24号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第25号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第26号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第27号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

5 審査経過

付託された議件については、理事者に説明を求め質疑及び審査を行いました。質疑の主なものと説明の概要は次のとおりです。

議案第24号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

公共施設の整備計画のところに、合併浄化槽整備事業とあるが、これは農業排水の大型のものではなく、個々の浄化槽にかかるものか、内容についてはとの質疑に対して「幾地集落は合併浄化槽の区域になっています。山本、鉾江沢集落は公共下水道、幾地集落だけが個々の合併浄化槽となっており、そちらのほうで要望があった場合に対応するものです。」との説明がありました。

議案第25号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

公共施設の整備計画の財源内訳で、特定財源と一般財源とあるが、県道改良関係配水管布設工事だけ特定財源がある。これの内容はとの質疑に対して「県道改良関係配水管布設工事につい

ては水道の方で事業を行うこととなりますが、県の補償料が入ってくることが考えられます。財源は見ておきながらも減耗されますので、満額ではないという意味で、700万円のうち県の補償料が300万円、というような財源内訳の計上になります。」との説明がありました。

6 審査結果

付託された議件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以 上

令和7年3月18日

関川村議会産業建設常任委員会
委 員 長 高 橋 正 之

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶあり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第21号の討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を許可します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第33号 令和7年度関川村一般会計予算

日程第14、議案第34号 令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第15、議案第35号 令和7年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第16、議案第36号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第17、議案第37号 令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第18、議案第38号 令和7年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第19、議案第39号 令和7年度関川村有温泉特別会計予算

日程第20、議案第40号 令和7年度関川村下水道事業会計予算

日程第21、議案第41号 令和7年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長(小澤 仁君) 日程第13、議案第33号 令和7年度関川村一般会計予算から日程第21、議案第41号 令和7年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題とします。

ただいま議題となっています議件については、令和7年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。委員長、加藤つや子さん。

○予算審査特別委員長(加藤つや子君) 予算審査特別委員会審査報告書による報告があった。

○議長(小澤 仁君) 委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

議案第33号から議案第41号まで、以上9件について討論を許可します。

この討論は一括して行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第33号から議案第41号まで、以上9件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第41号までの9件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、発議案第1号 関川村議会基本条例の制定について

○議長(小澤 仁君) 日程第22、発議案第1号 関川村議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番、鈴木紀夫さん。

○10番(鈴木紀夫君)

発議案第1号

関川村議会基本条例の制定について

関川村議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月18日

提出者 関川村議会議員 鈴木 紀 夫

賛成者 加 藤 つや子

川 崎 哲 也

近 敬 志

加 藤 和 泰

高 橋 正 之

菅 原 修

平 田 広

関川村議会議長 小 澤 仁 様

関川村議会基本条例、先ほども申し上げましたとおり関川村の発展、また、村民の福祉向上の最善策として議会基本条例を制定いたしました。

第1章から第6章の15条からなる条例案をこのたび完成させて、議会に議員発議として提出するものです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで趣旨説明を終わります。鈴木さん、ご苦労さまでした。

お諮りします。質疑、討論を省略し、本案を直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第23、発委案第2号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

日程第24、発委案第3号 関川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第23、発委案第2号 関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例及び日程第24、発委案第3号 関川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員会副委員長、鈴木紀夫さん。

○議会運営副委員長（鈴木紀夫君）

発委案第2号

関川村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和7年3月18日

提出者 関川村議会運営委員会
委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 小 澤 仁 様

新旧対照表をご覧ください。

現在、月2,500円の政務活動費を月5,000円にするものです。

以上です。

○議会運営副委員長（鈴木紀夫君）

発委案第3号

関川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和7年3月18日

提出者 関川村議会運営委員会

委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 小 澤 仁 様

新旧対照表につきましては、括弧書きの部分に第20条において「情報公開条例」という。を追加。
また、第12条第5項においてと第2条第9項を追加するものです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これより提出者に対する質疑を行います。

この質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。副委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決を行います。

初めに、発委案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、発委案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより発委案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、発委案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議員派遣

○議長（小澤 仁君） 日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

発議案第1号として、関川村基本条例が議決され、4月1日から施行されます。当初の予定から期間を2年間前倒しでの制定の運びとなったことは、議会改革の第一の目標を達成したことになり、大きな意義があります。

しかしながら、基本条例に定めた議会議員の活動方針を実践していくこれからの新たな本番となります。

議員の皆さん、今まで以上に気を引き締めていかなければならないと思います。よろしくお願いします。

これで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時35分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月18日

関川村議会議長

議 員

議 員